

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害リスク

(ア) 習志野市の位置・面積

習志野市は、千葉県の北西部に位置し、東は千葉市、西は船橋市、北は八千代市と接し、南は東京湾に面している。海岸線は、千葉港の一部を形成しています。

市域は、東西 8.9km、南北 6.2km で北東半部が関東ローム層で覆われた台地で、南西半部が埋立地や海岸平野からなっており総面積は、20.97 km²の都市です。

◆本市の位置等（参考：「令和元年版習志野市統計書」より引用）

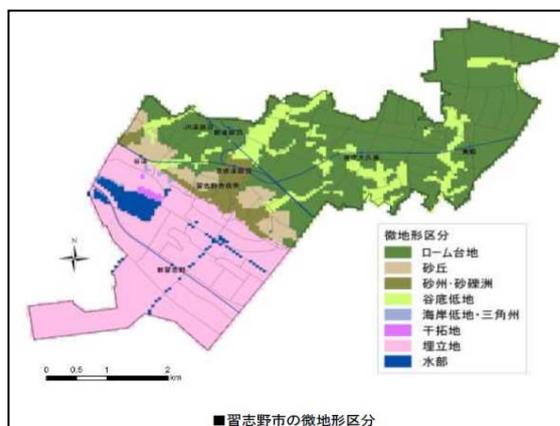
東 端	経度（東経） 緯度（北緯）	140° 05' 06" 35° 42' 14"
西 端	経度（東経） 緯度（北緯）	139° 59' 11" 35° 39' 37"
南 端	経度（東経） 緯度（北緯）	140° 01' 10" 35° 39' 10"
北 端	経度（東経） 緯度（北緯）	140° 04' 06" 35° 42' 31"
面 積		20.97 km ²
広 ぼう	東 西	8.9km
	南 北	6.2km
海 抜	最 高	30.6m
	最 低	0.8m



(イ) 地形・地盤

習志野市の地形は、台地とそれらを刻む谷底平野(谷津)、さらに海岸平野、埋立地よりなります。地盤は、概ね地形に対応しますが、次表に示すような地層が重なり合って構成されています。このうち成田層を除く地層は、地層のしまり具合や硬さを表す指標であるN値が小さいため、地層が厚く重なるところでは、地震時の「揺れ」が大きくなり、建物などの被害が大きくなる特徴があります。

また、砂層（例えば砂州推積物）が分布するところでは、地震時に砂が流動する「液状化」が発生しやすく、建造物や盛土の不同沈下や地割れなどの恐れがあります。



◆市域に分布する地層の特性（「習志野市地域防災計画」より抜粋）

大区分	小区分	構成物質	層厚(m)	N 値
台地の地盤	砂丘砂	細粒砂	1～3	3～5
	関東ローム層	火山灰起源の粘性土	3～6	3～5
	常総粘土層	火山灰起源の砂質粘土	2～4	3～5
	成田層	中粒砂、シルト	30 以上	0～50 以上
低地の地盤	腐植土層	腐植土	3～5	0～1
	シルト～粘土層	シルト、粘土層	2～10	0～3
	砂州堆積物	中粒砂	2～5	3～5

(ウ) 気候

習志野市の気候は概ね温暖で、海洋性気候に属しています。
年平均気温が 16.7℃（平成 28 年～30 年：令和元年版習志野市統計書）、
年間平均降水量は 950.5mm（平成 28 年～30 年：令和元年版習志野市統計書）、
風向は冬に北西の風、夏に南西や北東の風が卓越しています。（習志野市消防年報
平成 30 年版）。

(エ) 想定される災害リスク

(i) 地震動・液状化：ハザードマップ・J-SHIS

平成 24 年度習志野市防災アセスメント調査では、マグニチュード 7 級の直下地震である「東京湾北部地震」と「習志野市直下の地震」を想定し、地震被害想定を行いました。また、千葉県においても、県は平成 26・27 年度に千葉県地震被害想定調査にて、千葉県北西部直下地震（M7.3）の想定を行っています。

「東京湾北部地震」は、中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」及び「平成 19 年度千葉県地震被害想定調査」において想定された地震のうち、市内に最も大きな影響を及ぼす地震です。「習志野市直下の地震」は、「東京湾北部地震」と同規模の地震を、習志野市の直下に設定したものです。

「習志野市直下の地震」による地震動の強さは、震源域から距離が近い
ため、ほとんどの地域で震度 6 強の強い揺れが予測されます。

また、国道 14 号よりも海側の埋立地と市内の沖積低地において、液状化危険度が高くなります。

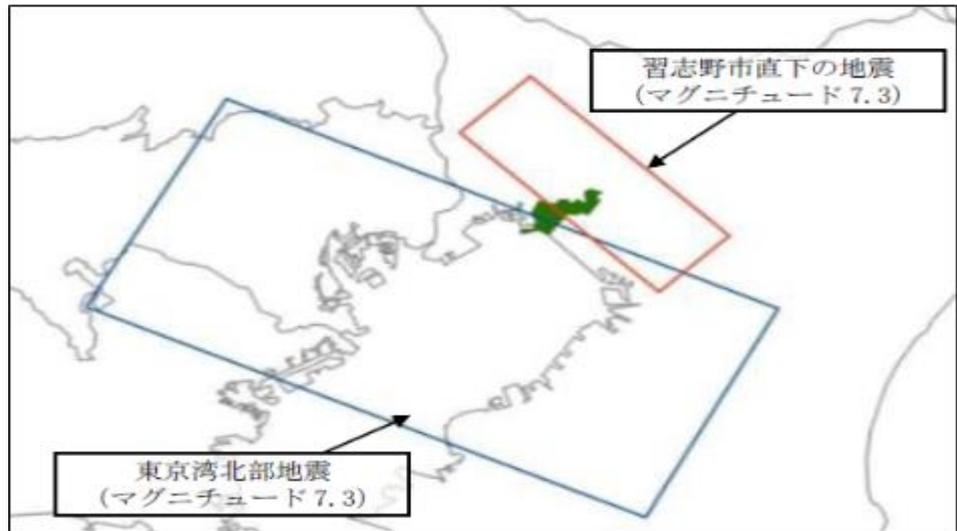
「東京湾北部地震」による地震動の強さは、震度 6 弱から 6 強であり、特に JR 総武線の南西側は震度 6 強の強い揺れが予測されます。

そして、「習志野市直下の地震」とほぼ同様に、国道 14 号よりも海側の埋立地において液状化危険度が高くなります。

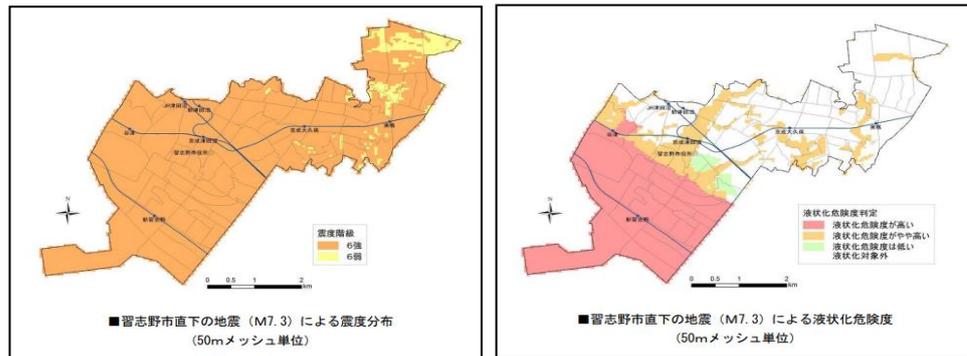
◆想定地震の震源断層の諸元

	習志野市直下の地震	東京湾北部地震
規 模	マグニチュード 7.3	マグニチュード 7.3
長 さ	30km	64km
幅	15km	32km
上面深さ	5km	14km

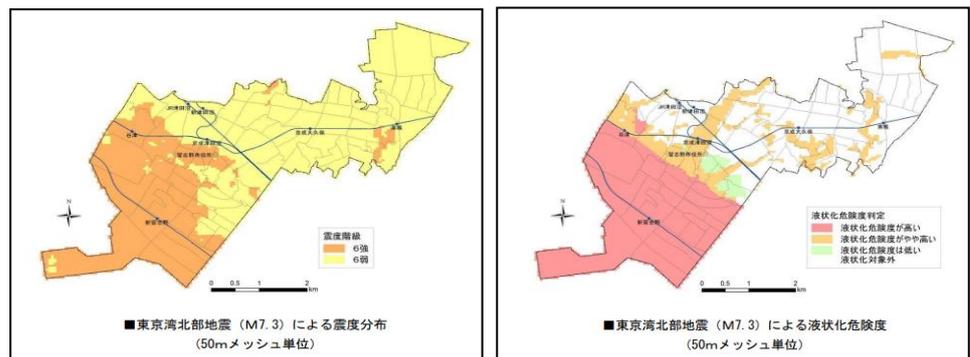
◆想定地震の震源断層位置



◆「習志野市直下の地震」(習志野市地域防災計画より)



◆「東京湾北部地震」(習志野市地域防災計画より)



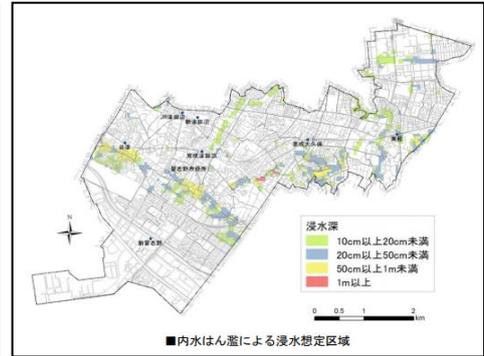
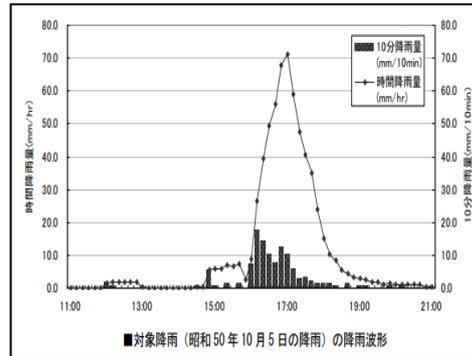
◆主な被害想定結果（「習志野市防災アセスメント調査」より抜粋）

項 目		東京湾北部地震	習志野市直下型地震	
建物被害	揺れ・液状化によるもの	全壊棟数(率)	2,240棟(7%)	5,600棟(17%)
		半壊棟数(率)	6,051棟(18%)	8,558棟(26%)
	24時間後の火災による焼失棟数(率)		4,529棟(14%)	5,852棟(17%)
上水道被害	被害箇所数(率)		180箇所 (0.42箇所/km)	306箇所 (0.71箇所/km)
下水道被害	被害延長(率)		21.2km(4.7%)	32.5km(7.2%)
ガス被害	被害箇所数(率)		7箇所 (0.02箇所/km)	14箇所 (0.04箇所/km)
緊急輸送道路被害	被害箇所数		8.4箇所	9.7箇所
橋梁被害	被害状況	中規模被害	1箇所	1箇所
		大規模被害	6箇所	2箇所
		落橋・大被害	3箇所	7箇所
鉄道被害	被害箇所数		16.0箇所	19.3箇所
人的被害	死者	建物被害による	162人	423人
		火災による	61人	97人
	負傷者(うち重傷者)	建物被害による	1,683人(69人)	4,049人(184人)
		火災による	130人(37人)	201人(57人)
避難者	避難人口		89,699人	112,136人
	避難所生活者		58,304人	72,888人
	疎開者		31,395人	39,248人

(ii) 水害（内水はん濫）：ハザードマップ

下水道の雨水排水能力を上回る降雨による浸水と、河川へ放流できないことによる浸水を想定し、市は、平成 22 年度に内水浸水想定区域図を作成しました。浸水シミュレーションの対象降雨として、一時間当たりの降雨量が 71.0mm と過去最大であった「昭和 50 年 10 月 5 日の降雨」を設定し、この計算結果と過去の浸水実績を重ね合わせて浸水想定区域を設定しました。

◆習志野市地域防災計画より抜粋

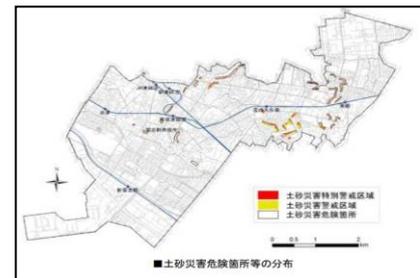


(iii) 土砂災害：ハザードマップ

習志野市内には、37か所の土砂災害危険箇所（急傾斜地）が存在しています。また、土砂災害警戒区域が20か所（うち土砂災害特別警戒区域18か所）指定されています。（令和元年5月31日最終指定）

◆土砂災害危険箇所等の箇所数

種別	箇所数
土砂災害特別警戒区域	33か所
土砂災害警戒区域	35か所
土砂災害危険箇所(急傾斜地)	37か所



(iv) 台風：ハザードマップ

習志野市では、大きい流域をもつ河川がないため洪水等の水害による大きな被害は発生していませんが、これまでに台風や前線など大雨により、谷底平野で局地的な浸水被害が発生しています。

台風に起因しての、水害（内水はん濫）や土砂災害、沿岸部の高潮、市街地での倒木や建物の損壊が想定されています。

◆令和元年房総半島台風（台風第15号）の被害状況

区分	内訳
人的被害	軽症者4名
崖崩れ	なし
火災	なし
倒木等	倒木122件、枝折れ131件
住家被害	半壊6件、一部損壊318件
被住家被害	全壊1件、半壊1件、一部破損12件
道路被害	交通規制箇所3か所
停電	延べ約500戸

(v) 感染症：習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画

既知の感染症と病状、治療結果等が明らかに異なるもので、病状の過程が重篤で、まん延により生命及び健康に重大な影響を与える恐れのあるものを指します。新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられますが、鳥インフルエンザ（A/H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。

新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、

社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまでさまざまな場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能です。

市行動計画を策定するにあたっては、国が示した過去に世界で大流行したインフルエンザのデータから一つの例として想定した推計結果を、本市（平成22年国勢調査では、習志野市人口164,530人で全国人口128,057,352人の0.13%）に当てはめることで、被害想定を行いました。

◆主な被害想定結果（「習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画」より）

表1 【被害想定条件】

- 罹患率：25%（国・県想定と同様）
- 致命率：中等度 0.53%、重度 2.0%（国・県想定と同様）

		国	千葉県	習志野市
医療機関受診者数		1300万～ 2500万人	63万～ 121万人	1万7千～ 3万3千人
入院患者数	中等度	約 53万人	約 2.6万人	約 690人
	重度	約 200万人	約 9.7万人	約 2,600人
死亡者数	中等度	約 17万人	約 0.8万人	約 220人
	重度	約 64万人	約 3.1万人	約 830人
1日当たり 最大入院患 者数	中等度	約 10.1万人	約 0.49万人	約 130人
	重度	約 39.9万人	約 1.94万人	約 520人

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数等 : 3,969 事業所
- ・小規模事業者数 : 2,426 事業所

◆内訳（令和元年版「習志野市統計書」より抜粋）

業種	事業所数	小規模事業者数	事業所の立地状況等
農業・林業	1	1	鷺沼に分布
建設業	272	183	東習志野・大久保・津田沼等、市内各地に点在
製造業	149	109	東習志野・茜浜を中心に分布
電気・ガス・水道業	2	0	芝園・藤崎に点在
情報通信業	41	28	谷津・藤崎・茜浜等、市内各地に点在
運輸業・郵便業	132	17	茜浜・芝園・東習志野等、市内各地に点在
卸売・小売業	938	486	市内に広く分布
金融・保険	48	17	津田沼・大久保・谷津等、市内各地に点在
不動産・物品賃貸	379	343	谷津・津田沼・実籾等、市内各地に点在
学術研究	190	160	谷津・津田沼・実籾等、市内各地に点在
宿泊・飲食サービス	542	297	谷津・津田沼・大久保等、市内各地に点在
生活関連サービス・娯楽	449	353	谷津・津田沼・大久保等、市内各地に点在
教育・学習支援	198	125	谷津・津田沼・大久保等、市内各地に点在
医療・福祉	417	187	谷津・津田沼・実籾等、市内各地に点在
複合サービス	14	4	市内に広く分布
サービス	197	116	津田沼・茜浜・東習志野等、市内各地に点在
合計	3,969	2,426	

2. これまでの取組み

(1) 習志野市の取組み

(ア) 習志野市防災アセスメント調査（平成 24 年）

市内に大きな影響をもたらす二つの地震「東京湾北部地震・習志野市直下の地震（ともにマグニチュード 7.3）」を想定地震として被害予測を行い、併せて水害や土砂災害の想定に基づく危険度調査を基に対策を定めています。

(イ) 習志野市防災対応方針（平成 24 年 10 月）

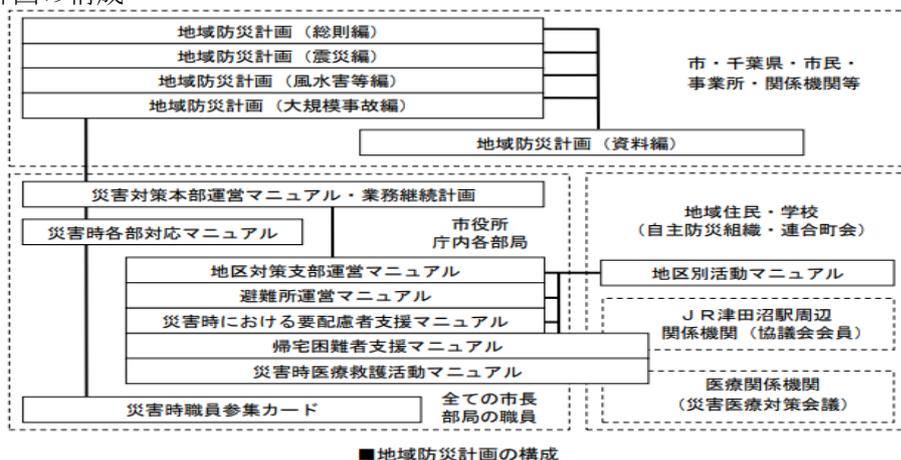
平成 23 年度習志野市防災会議で承認を得た「地域防災計画修正の方向性（主な 10 の課題に対する対策）及び東日本大震災の検証報告書で整理した「8 つの課題」、また、国が修正した「防災基本計画」や千葉県が修正した「千葉県地域防災計画」の修正内容と整合性を図り、習志野市が行うべき防災対策の重点方針を 12 項目にまとめたものです。

(ウ) 地域防災計画の策定（平成 25 年度修正・令和 2 年 2 月修正）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、習志野市防災会議（以下「防災会議」という。）が作成する計画であって、市・千葉県・市民・事業所・関係機関等の災害対策に関わる全ての者がその有する全機能を有効的に発揮して、市域における災害の予防、応急及び復旧対策を実施することにより市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的として策定しました。

また、東日本大震災での課題、過去の災害等の被災教訓及び国・千葉県の対策強化の取組みを踏まえ、市として強化・推進していくべき対策について具体化するために策定した、「習志野市防災対応方針（平成 24 年 10 月）」を基に、本計画の基本方針を以下のとおり定めています。

◆ 計画の構成



(エ) 習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成 28 年 4 月）

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねません。

本計画においては、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、本市の特性を加味し、対策の選択肢を示したものです。

本市においては、2014年（平成26年）2月に策定された「習志野市の危機管理指針」における4つの危機（①災害、②武力攻撃事態等及び緊急処理事態、③新型インフルエンザ等感染症、④その他）のうちの一つとして、新型インフルエンザ等対策を位置付けています。

(オ) 習志野市総合防災訓練（毎年 9 月に実施）

本市では、市民、市役所、関係機関が連携し、「自助」、「共助」の強化を目的に、例年、9月に総合防災訓練を実施しております。

(カ) 防災に関する情報提供

ハザードマップをはじめとした各防災情報については、広報のほか、市ホームページにおいて情報提供に取り組んでいます。提供しているコンテンツは以下のとおりです。

- ・災害時における福祉避難所について
- ・東日本大震災関連情報
- ・危機管理
- ・緊急情報サービス「ならしの」
- ・災害情報
- ・防災、防犯情報
- ・全国瞬時警報システム(Jアラート)
- ・国民保護
- 他

(キ) 防災備蓄品

※以下、令和2年3月末時点での備蓄品の一部です。

区 分	品 目
食糧・飲料水	サバイバルフーズ、飲料水、アルファ化米 等
生活必需品	毛布、おむつ、携帯トイレ、生理用品 等
避難所開設・運営資機材	炊き出し釜セット、発電機、ポリタンク、バケツ、仮設トイレ、投光器セット 等
救助救出資機材	バール、のこぎり、ハンマー、携行缶、救急セット、スコップ、軍手 等
生活環境確保資機材	パーテーション、マットレス、組立てトイレ 等
その他	自転車、手指消毒液、土嚢、防災ラジオ、マンホールトイレ便座セット、単三乾電池 等

(2) 習志野商工会議所の取組み

(ア) 大規模地震等災害時緊急行動マニュアルの作成（2011年9月）

下記の基本方針のもと、当会議所としての、震災・災害をはじめとするときの行動計画を策定し、実施・運用をしてきました。

◆マニュアルの構成

項 目	内 容
(i) 人命の安全最優先	いついかなる場合においても、来訪者・事務局員及び会員の安全確保、安否確認を最優先とする。
(ii) 会員企業等の事業継続・復旧支援	地域総合経済団体としての適切な情報発信・情報提供ができるように、被害状況調査・緊急相談窓口を通じ、地域商工業者へ積極的な情報提供を行い、会員企業等の経営の影響が最小限となるように努める。
(iii) 商工会議所の速やかな再開	発災時、職員は率先して二次災害防止、早期業務再開を図るとともに、習志野商工会議所の信用・財産の維持に努める。
(iv) 関係機関との連携	緊急要望の実施など、行政への働きかけを行うほか、行政や関係諸機関と協同して災害復旧に対処する。
(v) 危機管理体制の見直し	防災・危機管理の軸としての行動マニュアルを策定し、定期的な見直し、継続的な改善を行う。

(イ) コロナウイルス感染予防対策マニュアルの作成 (2020年9月)

下記の基本方針のもと、当会議所としての感染予防マニュアルを策定しました。

◆マニュアルの構成

項目	内容
(i) コロナウイルスに罹らない・うつさない	職場における感染防止対策の取り組みが、社会全体の感染防止対策に繋がることと認識し、対策に係る体制や防止策を整備する。
(ii) 新しい生活様式に対応した環境整備や取り組み	感染防止と地域・経済活動の回復を並行して行い、新しい生活様式を取り入れた環境整備を早急実践し、会員事業所の支援策を展開する。
(iii) 危機管理体制の見直し	危機管理について定期的な見直しや継続的な改善を行うことで、危機管理への意識を高める。

(ウ) 事業者事業継続計画 (BCP) に関する国の施策の周知

小規模事業者の災害発生時への備えの必要性を認識・理解していただくため、国の「中小企業BCPの策定促進に向けて」の小冊子や新たに防災・減災に取り組む管内小規模事業者への専門家派遣について諸会議等を通じて、当所役員・議員を中心に防災知識の普及啓発・周知を行ってきました。

また、巡回訪問時に小規模事業者 に対して、関係資料の配布・周知も行ってきたのはじめ、効果的な広告媒体である当所ホームページにおいて、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信を行ってきました。

(エ) 事業継続計画 (BCP) 策定セミナーの開催

当商工会議所主催の事業者向けのBCP策定セミナーは開催したことはなく、関係機関や損害保険会社等が主催するセミナーに関して、管内事業者への周知や実施協力を行っております。

(オ) 損害保険への加入促進

- (i) 中小企業PL保険制度
- (ii) 全国商工会議所PL団体保険制度
- (iii) 全国商工会議所中小企業海外PL保険制度
- (iv) 情報漏洩賠償責任保険制度
- (v) 業務災害補償プラン
- (vi) 休業補償プラン

上記 (i) ~ (vi) について、各損害保険会社と連携し、制度運営・普及の促進とあわせ、小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクヘッジ対策として普及・加入促進活動を行っております。

(カ) 防災備蓄品

※以下、令和2年3月末時点での備蓄品の一部です。

区 分	品 目
食糧・飲料水	飲料水、アルファ化米 等
避難所開設・運営資機材	発電機、ポリタンク、バケツ、等
救助救出資機材	ハンマー、携行缶、救急セット、スコップ、軍手 等
その他	自転車、手指消毒液、防災ラジオ、単三乾電池 等

(キ) 防災訓練への参加

毎年9月に習志野市が実施している「総合防災訓練」に参加しています。

3. 課題

(1) 小規模事業者における災害リスクの認知不足

市内小規模事業者においては、習志野市にどのような災害リスクがあるかについて、認知されていない。

また、現状では緊急時の取組について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

(2) 行政との連携・協力体制の不足

現状、自然災害が発生した後の管内商工業者の被害状況報告にとどまっており、行政との協力体制が確立されていません。また、対応にあたってのマニュアルの整備も完了してません。

(3) 平時・緊急時対応におけるノウハウやスキルの不足

平時・緊急時の対応を行うことのできるノウハウを持った職員が少ないのが課題です。そして、保険・共済関係に対する助言を行える職員の不足等といった課題が浮き彫りになっています。

(4) その他

感染症対策において、地区内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗い・うがいの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

4. 目標

(1) 災害リスクの周知

小規模事業者に対し災害リスクを認識してもらい、事前対策の必要性を周知して頂く。

(2) 行政との連携・協力体制の構築

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報連絡ルートを構築する。また速やかな復興支援策が行えるよう、当所内における体制、市内業界団体との連携体制や災害リスクの共有を平時から構築する。

(3) 平時・緊急時対応におけるノウハウやスキルの習得

当所経営指導員はじめとする職員が、防災や減災対策、備えに対する知識を身につける。

(4) その他

上記内容に変更の生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年12月1日～令和7年3月31日）

2. 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会議所と当市の役割分担・体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

平成25年・令和2年2月に改定された「習志野市市地域防災計画」で掲げられているとおり、当所の防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

(ア) 計画の適宜修正

(i) 習志野市

地域防災計画について、令和元年9月、10月に発生した台風の教訓等を踏まえ、令和2年2月に一部修正。

(ii) 習志野商工会議所

2011年の東日本大震災を教訓に作成した、「大規模地震等災害時緊急行動マニュアル」に引き続き、令和2年新型コロナウイルス感染症拡大

に伴い、令和2年9月に「新型コロナウイルス感染予防対策マニュアル」を作成。今後、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

(イ) 小規模事業者に対する災害リスクの周知(当商工会議所)

- (i) 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- (ii) 事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- (iii) 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国・県・市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- (iv) 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- (v) 新型コロナウイルス感染症は、いつでも・どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- (vi) 新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止対策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- (vii) 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(ウ) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

「大規模地震等災害時緊急行動マニュアル」及び「新型コロナウイルス感染予防対策マニュアル」をもとに、令和2年度に事業継続計画作成。

(エ) 関係団体との連携

当所が経営支援事業を実行していく中で、日本政策金融公庫・千葉銀行等の各種金融機関、千葉県中小企業診断士協会等の支援機関との連携は密接に行っているところであり、普及啓発セミナーの共催やポスター掲示など広報活動の依頼を行う。

(オ) フォローアップ

巡回指導等で事業者BCPの策定支援を行った事業者の取組状況を確認し、適宜見直しを図るよう指導する。

(仮称) 習志野市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会議所、当市）

を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

(カ) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（習志野市直下を震源とするマグニチュード7.3地震や台風・大雨等）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）。

(2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもありません。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(ア) 応急対策の実施可否の確認

自然災害発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会議所と当市で共有する。）

感染症に際し、国内感染者発生後（患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態）には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出した場合、習志野市における感染対策本部に基づき、当会議所における感染症対策を行う。

(イ) 応急対策の方針決定

- ・当商工会議所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・管内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・管内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	<ul style="list-style-type: none">A：緊急相談窓口の設置、相談業務B：被害調査、経営課題の把握業務C：復興支援策を活用するための支援業務

被害がある	<ul style="list-style-type: none"> 管内 1 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓 ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 管内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	A：緊急相談窓口の設置、相談業務 B：被害調査、経営課題の把握業務
ほとんど被害はない	<ul style="list-style-type: none"> 目立った被害の情報がない。 	特に行わない

(ウ) 後述< 3. 発災時における連絡体制 >に基づく連絡

※後述の連絡体制図参照

発災後～1 週間	1 日に 2 回共有
1 週間～2 週間	1 日に 1 回共有
2 週間～1 か月	2 日に 1 回共有
1 か月 以後	3 日に 1 回共有

- ・感染症にあつては、当市で取りまとめた「習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

(ア) 中小企業関係被害状況調査及び連絡体制

自然災害発生時に管内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

なお、被害情報の収集・報告内容については、発災内容により異なることが想定されます。

(i) 災害発生直後の情報収集（発災後から 3 日目位を目安）

人命優先、安全確保の上、被害情報を収集する。

※以下、報告内容例

- ・〇〇地区で、〇社程度、工場の屋根が飛ばされるなどの被害が発生している。
- ・〇〇地区で工場と事務所が倒壊し、火災が発生し、近隣の工場にも被害。
- ・〇〇地区と連絡が取れない。（道路寸断、電気・水道等、断絶）

(ii) 災害対策の基礎資料（激甚災害の指定等）として、中小企業関係被害状況調査の連絡があった場合

- ① 習志野市は商工会議所に対し、中小企業被害状況調査（被害件数、被害額等）の報告の協力を依頼する。

(4) 発災後の管内小規模事業者に対する支援

- (ア) 緊急時の組織体制を速やかに構築するとともに、相談窓口を開設する。
- (イ) 相談窓口や被害状況調査を通じ、管内小規模事業者へ融資制度内容を含め適切な情報発信・提供を行う。
- (ウ) 国や千葉県、習志野市の復興支援策について、管内小規模事業者へ周知する。
- (エ) 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や、相談窓口の開設等を行う。

(5) 小規模事業者に対する復興支援

- (ア) 千葉県の方針に従って、習志野市とともに復旧・復興の方針を定め、被災小規模事業者に対する支援を行う。
- (イ) 被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を千葉県に相談する。
- (ウ) 国・県・市における公的制度が円滑に受けられるよう支援体制を整備し、専門家とも連携した支援を行うとともに、これらに必要なセーフティネット保証や罹災証明等の取得支援を実施する。
- (エ) 商工会議所の会報やホームページ等により、一定期間継続的に公的制度に関する情報、感染症拡大の際には感染予防に関する情報等を発信する。
- (オ) サプライチェーンの影響を受けた小規模事業者の取引等に関する情報提供について、商工会議所の会員ネットワークの活用や市内業種団体等とも連携する。

(6) その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	385	385	385	385	385
・ 専門家派遣	165	165	165	165	165
・ セミナー開催	220	220	220	220	220

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金収入、手数料収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。